

試合会場における個人撮影及びSNS等投稿ガイドライン

公益社団法人日本パワーリフティング協会が主催又は公認する競技会（以下「本大会」という。）を全ての皆様に安全かつ快適に楽しんでいただき、パワーリフティング競技の魅力をポジティブな形で広く共有していただくため、試合会場における個人による写真・動画の撮影、およびソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等への投稿に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を定めます。

第1条（本ガイドラインの適用）

本ガイドラインは、本大会の会場に入場する全ての方（以下「来場者」という。）に適用されます。

2 来場者が本大会の会場に入場した時点で、本ガイドラインの内容に同意したものとみなします。

第2条（許諾される行為）

来場者は、本ガイドラインの各条項を遵守することを条件として、以下の行為を行うことができます。

- (1) 個人が私的に鑑賞し、または記念として保存する目的での写真及び動画撮影（以下、「写真等」という）。
- (2) 写真等の、来場者個人のSNSアカウント等への投稿。ただし、本ガイドライン第3条に定める禁止行為に該当しない内容に限ります。
- (3) パワーリフティング競技の魅力を伝え、選手を応援する等、競技の健全な発展に寄与する好意的な投稿。

第3条（禁止行為）

来場者は、以下の行為を行ってはなりません。

(1) 投稿内容に関する禁止事項

選手、審判、大会役員、ボランティア、他の来場者等、本大会の全ての関係者（以下「大会関係者等」という。）に対する誹謗中傷、脅迫、いやがらせ、またはプライバシーを侵害する内容の投稿。

(2) 大会関係者等の名誉または社会的信用を毀損する内容、もしくはそのおそれのある内容の投稿。

(3) 人種、国籍、性別、性的指向、信条、障がい等に基づく差別的または侮辱的な内容の投稿。

(4) わいせつな内容、またはアスリートを性的な対象として捉える、もしくはそのように

受け取られる可能性のある内容の投稿。

- (5) 事実に反する情報や、他者を誤解させるような内容の投稿。
- (6) 特定の個人を執拗に追いかける、または個人の特定を試みる内容の投稿。

2 撮影方法・観戦マナーに関する禁止事項

- (1) フラッシュ、ストロボ、AF補助光等、選手の試技の妨げとなる可能性のある光源を使用した写真等の撮影。
- (2) 本協会が指定した場所以外での三脚の使用。
- (3) 他の来場者の観戦の妨げとなる、または通路の安全を妨げる大型の望遠レンズや機材の使用。
- (4) 選手の試技開始前など、静肅が求められる場面での連続撮影や大きなシャッター音を発生させる行為。
- (5) 立入禁止区域の撮影、または通路に立ち止まっての写真等の撮影。
- (6) その他、他の来場者の観戦体験を著しく損なう、または試合の円滑な運営を妨げる一切の撮影行為。

3 権利侵害及び商業的利用に関する禁止事項

- (1) 本協会が別途定める「撮影及び物品提供等の承認に関する規程」に基づく事前の許可なく、インターネット等を通じて試合映像のライブ配信（音声のみも含む）を行うこと。
- (2) 連続した競技の様子を撮影した動画で、その時間が連続して30秒を超えるものの撮影、およびSNS等への投稿。
- (3) 撮影した写真や動画を、営利目的（グッズ販売、有料コンテンツとしての配信、広告収入を得る目的での利用等）で使用すること。
- (4) 本協会の許可なく、報道、または商業的な出版・放送目的で撮影を行うこと。

第4条（公式配信映像の権利）

- (1) 本協会がYouTube等のプラットフォームで公式に配信する本大会の映像（ライブ配信、アーカイブ配信を含む。以下「公式配信映像」という。）の著作権その他一切の権利は、本協会に帰属します。
- (2) 本協会の事前の許可なく、公式配信映像の全部を録画、ダウンロード、複製し、自身のSNSアカウントや他のウェブサイトに再投稿する行為を禁止します。
- (3) 公式配信映像の一部を切り出して編集・加工したいわゆる「切り抜き動画」を作成し、公開することは、以下の事項をすべて遵守する場合に限り、許諾されるものとします。
 - (ア) 公開する動画の概要欄等に、元となった本協会の公式配信映像のタイトルを明記し、当該映像への有効なリンクを設置すること。
 - (イ) 動画のタイトルまたはチャンネル名、アカウント名等に、本協会の公式コンテンツではないこと（例：「切り抜き」「非公式」等）を視聴者が容易に認識できるよう表示すること。

(ウ) 前項の規定により切り抜き動画を公開する場合であっても、以下の各号に該当する行為は、固く禁止します。

- (A) 公式配信映像における発言や事象の意図・趣旨を故意に改変し、誤解を生じさせるような編集・加工を行うこと。
- (B) 大会関係者等の名誉・信用を害し、または人格を侮辱するような悪意ある編集・加工を行うこと。
- (C) 事実と異なる、または事実かどうか確認されていない内容の字幕や音声を追加すること。
- (D) 法令または公序良俗に反する内容と関連付けること。

前各号の規定にかかわらず、本協会が不適切と判断した切り抜き動画については、その理由を問わず、本協会は投稿者に対して削除を要請する権利を有し、要請を受けた投稿者は速やかにこれに従わなければならない。

第5条（権利に関する重要事項）

来場者が撮影した写真や動画に、他の来場者の肖像が明確に含まれる場合、その方の肖像権を侵害する可能性があります。投稿にあたっては、他者のプライバシーに十分配慮してください。

- 2 本大会に関する著作権、商標権、その他一切の知的財産権は、本協会または本協会が指定する者に帰属します。
- 3 来場者は、本協会および本協会が許可した者が、本大会の記録、報道、および今後の広報活動のために会場内を撮影すること、また、その際に来場者自身の肖像が映像または写真に含まれる可能性があることに、あらかじめ同意するものとします。

第6条（ガイドライン違反への対応）

来場者が本ガイドラインに違反した、またはそのおそれがあると係員が判断した場合、係員はその場で注意、撮影の中止、または撮影・投稿したデータの削除を求めることがあります。

- 2 前項の指示に従わない場合、または違反行為が悪質であると判断した場合には、会場からの退場を命じことがあります。今後の本協会主催大会への入場をお断りする場合もあります。
- 3 盗撮、名誉毀損など、法令に抵触する可能性があると判断した行為については、直ちに警察等の関係機関に通報します。

第7条（免責事項）

来場者が本ガイドラインに違反して、または撮影・投稿した写真や動画に関連して、第三者との間で紛争が生じた場合、本協会は一切の責任を負いません。当該紛争の解決は、撮影・

投稿を行った来場者自身の責任と費用において行うものとします。

<附則>

- 1 本ガイドラインは、令和7年12月12日に制定し、令和8年4月1日より施行する。
- 2 本ガイドラインは、社会情勢や関連技術の変化等を踏まえ、事前の予告なく改訂されることがあります。